

# 駐車監視員活動ガイドライン

## 【月島 警察署】

### 趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

### 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

### 留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

### 参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

### 重点路線

#### ◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	都道463号	清澄通り	勝どき4-13先新島橋	佃3-1先相生橋	7:30-20	
2	都道304号	晴海通り	勝鬨橋	晴海3丁目交差点	7:30-20	

## ◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道463号	リバーシティ通り	佃2-1先中央大橋	佃2-2先清澄通り相生橋	9-22	
2	都道304号	晴海通り	晴海3丁目交差点	春海橋	7:30-20	
3	都道304号		晴海3-2先	晴海3-16先	9-20	
4	都道484号	環二通り	勝どき6-3	晴海5-4	9-20	
5	区道	西河岸通り	月島1-1先	月島3-25先	9-20	
6	区道	東仲通り	月島2-9先～(月島川)～勝どき4-8先		9-20	
7	区道803号		月島1-16先西河岸通り	月島2-20先朝潮橋	9-20	
8	区道810号		月島3-21先西河岸通り	月島4-7先晴月橋	9-20	
9	区道	清澄通り	豊海埠頭	新島橋	9-20	
10	区道	佃大通り	佃2-4先	佃2-21先清澄通り	9-20	
11	区道	佃仲通り	佃2-12先リバーシティ通り	佃2-17先佃大橋通り	9-22	
12	区道	西仲通り	月島1-3先	勝どき5-12先	9-22	
13	区道815号		勝どき5-5先	勝どき6-3先	9-20	
14	区道816号		勝どき5-8先	勝どき6-6先	9-20	
15	区道858号		勝どき5-13先	勝どき6-7先	9-20	
16	区道866号		豊海町4番と豊海町5番の間		9-20	
	区道867号		豊海町2番と豊海町5番の間			
	区道868号		豊海町5番と豊海町11番の間			
17	区道中月836号	れいめい橋公園通り	晴海3-1先	晴海5-1先	9-20	
18	区道856号		勝どき3-2先	勝どき4-6先	9-20	
19	区道804号		勝どき3-1先	勝どき5-7先	9-20	
20	区道814号		勝どき3-13先	勝どき3-9先	9-20	
21	区道818号		勝どき3-13先	勝どき1-13先	9-20	
22	区道857号		勝どき3-13先	勝どき3-11先	9-20	

## 重点地域

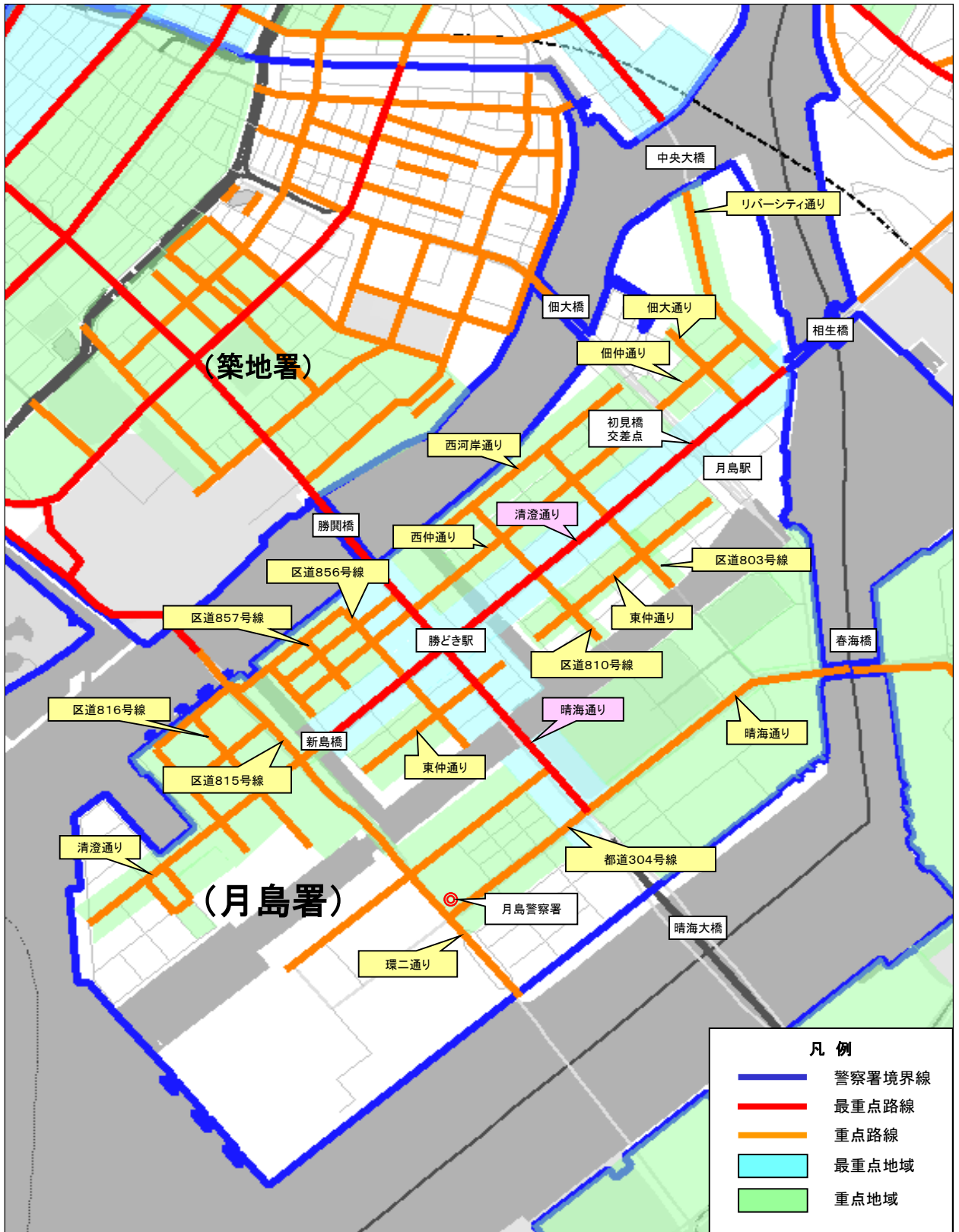
## ◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(清澄通り[新島橋～相生橋])周辺	9-20	
2	最重点路線(晴海通り[勝鬨橋～晴海三丁目交差点])周辺	7:30-20	

## ◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(前記重点路線No.1～16)周辺	各重点時間帯	
2	月島三小周辺	7:30～20	
3	晴海こども園周辺	9-20	
4	東京湾華火関連路線周辺	華火開催時	
5	住吉神社祭礼関連路線周辺	祭礼開催時	

# 月島警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z19LC第285号)  
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。